

リサイクルステーション

- ◇とき 4月2日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のものはお引き受けできません)
- ◇ところ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりまして回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧アルミ缶 ⑨ペットボトル
⑩発泡スチロール・食品トレイ(色の濃い物〔黒色・赤色など〕や、表面がコーティングされた物〔カップラーメンの容器など〕、汚れが取れない物は燃えるごみに出してください)
⑪割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)



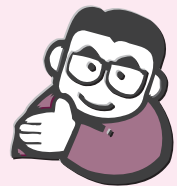
※古着は需要が少ないため3月で終了しました

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

エステの中途解約を申し出たのに...

窓口は... 消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999
中濃地域振興局振興課
電話 25-3111(可茂総合庁舎内)



エステティックサービスは、「特定商取引に関する法律」(以下特商法)の特定継続的役務提供(注1)に指定されており、一定の法定損料を支払えば中途解約することができるとされています。中途解約ができるにもかかわらず、中途解約を拒んだ上、さらに化粧品などの別の商品を購入させるという手口が、最近出てきました。今後の被害未然防止のために、情報提供します。

◇事例

10カ月前に契約した「美顔エステと化粧品(総額74万円)」の契約の中途解約を申し出たところ、業者は中途解約を拒むとともに、再び、化粧品の購入を勧められました。内容をよく理解しないまま、提示された和解書に署名をしました。解約できずと思っていたところ、中途解約を申し出る前と同額が、自分の口座から引き落とされていました。

やはり、化粧品を購入するのではなく、契約そのものを元に戻して解約したいのですが...

(県内 Aさん)

◇処理

センターで書面を確認したところ、中途解約の手続きはされておらず、美顔エステの施術の

残り分が化粧品に変更されました。

センターで業者に問題点を指摘し、交渉しましたが、業者は「相談者は和解書に署名をしているので内容については納得しているはずだ。契約を元に戻して中途解約することはできない」との主張でした。

弁護士に法的見解を聞いたところ、「相談者が和解書に署名をしている以上、和解書に拘束されるのが一般的である」ということでした。

注1 特定継続的役務提供

事業者が消費者に比較的長期にわたりサービスを提供する次の6業種が特商法で指定されています。

- ①エステティックサロン ②外国語会話教室 ③学習塾 ④家庭教師 ⑤パソコン教室 ⑥結婚相手紹介サービス

消費者へのアドバイス

- エステティックサービスは、特商法の特定継続的役務提供に指定されていますので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフで契約を無条件解除することができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、一定の法定損料を支払えば中途解約をすることができます。契約書面に署名をする際には、不明な点について納得がいくまで説明を受けるようにしましょう。
- 中途解約の際には法定損料等の額をよく確認しましょう。不明な場合は、消費生活センターにご相談ください。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください